

総務省からのお知らせ

保護者の方へ お子様が安心してスマートフォンを利用するために

満18歳未満のお子様にスマートフォンを利用させる場合は、保護者の方は次の点に注意してください。

- (1) 適切にインターネットを利用させる**
トラブルや事件に巻き込まれないよう、スマートフォンの使い方などインターネットに関する知識、情報モラルやコミュニケーション能力を親子で身につけることが重要です。
- (2) 家庭のルールを作る**
適切な生活習慣が身につけられるように、お子様と一緒に話し合って我が家のルールを作りましょう。「利用時間は夜9時まで」など、ルールは具体的に決めましょう。
- (3) フィルタリングなどを設定する**
「フィルタリング」は、知識が十分でないお子様が、不用意に違法・有害サイトにアクセスしないよう制限する機能です。子供たちが事件・事故に巻き込まれないために、「フィルタリング」を必ず設定してください。

実際に起きたトラブル事例をもとに、予防法と対策法を「インターネットトラブル事例集(平成28年度版)」として取りまとめましたのでご活用ください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html

(検索ワード:総務省インターネットトラブル事例集)



(出典:安心ネットづくり促進協議会)

ポイント① フィルタリングが安心安全の鍵!

スマホのフィルタリングは**3種類!** 悪意の仕掛けがあるようなサイトへのアクセスを制限してくれるフィルタリング(レベルの調整可能)は、子供の安全利用の鍵です。

- 1 携帯電話会社が提供する回線(電波)のフィルタリング**
3Gや4G等、携帯電話会社の回線(電波)でアクセスする際に有効なフィルタリング。
- 2 無線 LAN(Wi-Fi)に対するフィルタリング**
スマホ本体に導入・設定して使うフィルタリング。Wi-Fi等、携帯電話会社以外の回線(電波)でアクセスする際にも有効な安心です。
- 3 アプリのフィルタリング**
アプリの利用が不安な年齢の子供向けのフィルタリング。インストール制限、起動制限、時間制限等があります。

あわせて確認!
ゲーム機や音楽プレイヤー、学習用タブレットにもフィルタリング
子供が利用するさまざまな機器が、無線 LAN(Wi-Fi)でインターネットにつながります。ゲームの対戦、アイテムや音楽のダウンロード、学習サイト等だけでなく、スマホ同様の利用も可能。安全のためにはフィルタリングを!(利用機器の取扱説明書等を確認)

フィルタリングの設定方法
フィルタリングの設定方法は、携帯電話会社や機種により対応が異なりますので、具体的な設定方法は各販売店にご相談下さい。安心ネットづくり促進協議会ホームページ「青少年のスマホ利用のリスクと対策」でも紹介していますので、ご覧ください。
安心ネットづくり促進協議会
<http://sp.good-net.jp/>
18歳以上の利用者のみ閲覧可能

おさえおきたい**3つ**のポイント!

ポイント② 個人情報を守る
プライバシー情報や利用情報が山ほど入ったスマホ。不正流出も知らずしてしまふも危険。考えて使おう!

- ウイルス対策
- 不正アクセス
- SMSからの詐欺メール
- SMSからの悪質な勧誘メール
- SMSからの悪質な勧誘メール

■ 個人が特定できる情報は、うっかり発信しない!
■ 紛失や盗難には、起動時や画面のロックが有効!
■ 本体やアプリはそのまま使わず、設定を見直そう!
■ アプリ導入の前に規約や注意事項をよく読み、信頼性を確認しよう!(万が一の際はウイルス対策が有効)

ポイント③ 利用料金について
現実社会同様、子供が保護者のクレジットカードで決済をしてはいけません。保護者のスマホを貸す際も要注意!

- ゲームのアイテム
- 曲のダウンロード
- 約束を守ってね! 困った時は相談して!

■ どんなことに料金が発生するか、子供と一緒に確認。不必要な決済機能は使えないように設定しましょう!
■ 決済パスワードは保護者が入力、課金の上限定額を設定する等、ルールを決めて保護者がしっかり管理!

【本ページの内容に関する問い合わせ先】

総務省 北海道総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 / 電話:011-709-2311 (内線:4704)

札幌市子ども未来局 子ども育成部 子どもの権利推進課
〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階
電話 011-211-2942 ファクス 011-211-2943
ホームページ「子どもの権利のページ」
<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>

Eメール
kodomo.kenri@city.sapporo.jp



SAPPORO



札幌市
02-G01-16-1846
28-2-1084

平成29年(2017年)3月発行



子どもがきらりと輝くまちに

子どもの権利 ニュース

The Rights of the Child

第16号
平成29年3月発行

私たちが、お母さんの声を届けます!

~札幌市立宮の丘中学校2年生のみなさんからの手紙~

この度、西区の中学生から市政に対する要望等が書かれた37通の手紙をいただきました。「家族、家庭と子どもの成長」をテーマとする家庭科の授業の一環として「幼児の保護者が抱える困りや地域への望みに対して、自分たちには何が出来るのか」をまとめたものです。

積極的にまちづくりに参加する子どもたちの様子をご覧ください。



家族や地域における子ども

4月から始まった授業では、まず「私の成長と家族」をテーマに、これまでの自分の成長を振り返り、家族や地域の支えによりこれまでの成長があることを学習しました。その上で、幼児期に目を向け、身体や心の発達や生活習慣、遊びなどの学習へと展開しました。

子どもたちが実際に幼児とふれ合う体験も行われました。これは、宮の丘中学校と西区役所健康・子ども課との連携のもと実施されている取組で、6年程前から続いています。子育て中の保護者から、子育てに関する悩みや家族や地域に対して望むことなどを子ども自ら聞き取ることで、幼児の生活の改善に関心を持ち、家族や地域の一員として課題を主体的に捉え、中学生として何が出来るのかを考えることがねらいです。

子どもが子育てママを代弁

保護者の声を受けて、子どもたちからは「率先して荷物を持ってあげる」、「広がって歩かない」、「遊具の順番を譲る」、「小さい子の近くで激しい遊びをしない」、「ドアを開けてあげる」、「赤ちゃんが泣いても『気にしないで!』と言ってあげる」、「座席を譲る」など自分たちが出来ることや、札幌市に対しては「アンケート調査を行い、要望の高い歩道を工事する」、「小さい子ども用の遊具を増やす」、「小中学校の空き教室を無料開放する」、「自動ドアやスライドドアを普及させる」、「多目的トイレやおむつ替えシートを増やす」、「『赤ちゃん車両』や優先席をつくる」、「保育士の労働条件を見直す」などの要望が届けられました。

幼児と子どもの権利

その上で、子どもの権利条約や児童憲章などをもとに「子どもの権利」について学び、幼児を題材とした新聞記事を活用した学習を通して、レポート作成や意見交換、発表会を実施するなど、考えを発言し積極的に参加するための工夫もみられました。

子どもたちは、保育士不足や各自治体における保育園の待機児童の問題、児童虐待などの記事を持ち寄り、子どもの置かれている現状を学び、思い思いに意見を発表しました。



交流した保護者からは「歩道が斜めで狭く、路面もガタガタでベビーカーが押しづらい」、「公園に幼児が遊べる遊具がほしい」、「悪天候時に室内で遊べる場所が少ない」、「手動ドアや段差はベビーカーが通りづらい」、「男子トイレにおむつ替えシートがない」、「泣き声が心配で交通機関が利用づらい」、「地下鉄の優先席を譲ってくれない」、「地下鉄駅構内にエレベーターが少なく移動が大変」、「保育園に空きがない」、「相談先を増やしてほしい」などの声が上がっていました。

子どもも市民の一員

手紙に応じて札幌市からは、現在の取組の状況をお伝えするとともに「みなさんからいただいたお手紙もまちづくりへの参加につながっています。これからもこうした意見の表明やまちづくりへの参加を進め、誰もが安心して暮らせるすてきなまちをつくっていきたく考えていますので、どうぞよろしくお願いたします」と記した手紙をお返しました。

これからもみなさんの積極的な参加に期待しています!



子サロでふれ合い体験

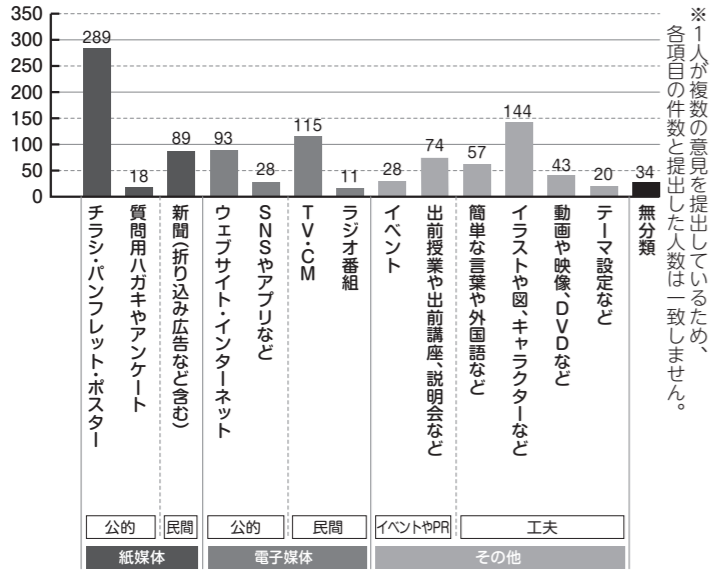
10月には、教室での学習に留まらず、学校に親子を招いて子育てサロンを開催し、

さっぽろのまちづくりに 子どもの声を届けよう!

札幌市では「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例(子どもの権利条例)」に基づき、様々な場面で子どもが意見を言う「子どもの参加」の機会をつくり、まちづくりに子どもの視点を活かす取組を進めています。

今回は、札幌市が学校や区役所などを通して毎年行っている「市政に対する子どもからの提案・意見募集はがき」の取組について、子どもたちから寄せられた提案や意見の内容と、それに対する札幌市の考えをお知らせします(募集期間10~12月)。

テーマ①「財政状況の広報」(560名/1,043件)



例えばこんな意見

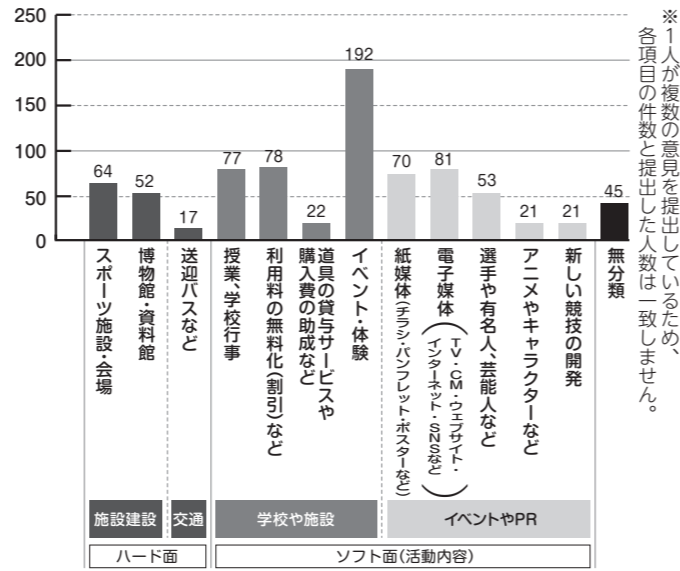
- ・学生がポスターなどをつくり、待ち時間の多い、地下鉄や病院などに貼る。子どもが書いたものなら大人受けも良く、詳しく知ってもらえると思う。
- ・「財政の子ども新聞」をつくる。
- ・子ども向けのホームページを作って、ゲームなどで楽しく覚えられるようにする。
- ・テレビCMをつくるなど、市民が毎日目にする所でお知らせをする。
- ・札幌市の職員が週に1回くらい学校で財政の授業を行って市民を呼ぶ。
- ・有名なイラストレーターや札幌出身のマンガ家とコラボしてパンフレットを作るといい。
- ・社会の授業を「地理、歴史、公民、財政」にする。

札幌市の考え方

札幌市の財政は、家庭や学校、その他のサービスなど、生活のあらゆることに関わっているため、財政状況を詳しく知ってもらうことはとても大切だと考えています。子どもたちからご意見が多かった「マンガやアニメなど、キャラクターの活用」については、「さっぽろのおサイフ」の中で、おサイフに関するキャラクターが札幌市の財政をわかりやすく教えてくれるものになっています。

また、「SNSやインターネットを通じた広報」や「学校での授業や説明会」など、財政に触れる場面を増やすご意見も多くいただきました。これまでもインターネットで財政状況をお知らせしたり、小学校や中学校で授業を行っていますが、このような取組をさらに充実させられるように検討していきたいと思ひます。

テーマ②「ウィンタースポーツの振興」(422名/793件)



例えばこんな意見

- ・大通など中心部にウィンタースポーツに触れられる施設をつくるといい。
- ・全ての小中高校で授業にウィンタースポーツを取り入れ、学校団体の場合は、施設利用料を無料にする。
- ・雪まつりの開催にあわせて、その場でできる、参加型のウィンタースポーツの紹介(体験)会場をつくる。
- ・ウィンタースポーツの素晴らしさや種類、やり方を書いたパンフレットなどを出したら良い。
- ・施設にホームページやSNSの公式アカウントを作るように要望し、様々な場で宣伝を行う。
- ・元オリンピック選手にもっとウィンタースポーツを教えてもらう機会を増やすと良い。
- ・市内の学校に通う児童生徒は必ず、スキー、スケート、カーリングのどれかをやるようにする条例をつくる。
- ・「ウィンタースポーツの日」のようなウィンタースポーツを推進する趣旨の祝日をつくる。

札幌市の考え方

みなさんから意見が多く寄せられた「イベントや体験の機会の充実」については、来年から「ウィンタースポーツ塾」という取組が始まります。ウィンタースポーツに興味関心を持つ子ども向けの「エントリーコース」では、オリンピック種目になっている6競技(フィギュアスケート・カーリング・スノーボード・リュージュ・クロスカントリースキー・スキージャンプ)を体験できます。また、ウィンタースポーツの少年団に加入している子ども向けに、元トップアスリート等の指導が受けられる「エキスパートコース」も用意されています。このような取組を通して、みなさんに様々なウィンタースポーツを体験し、より楽しんでいただけるようにしていきたいと考えています。

この他、毎年開催している「大通ウィンタースポーツフェスティバル」や、中島公園の歩くスキー体験など、無料でウィンタースポーツを体験できるこれまでの取組も継続していきます。

札幌市からのお知らせ

小さな悩みが大きくなる前に…

～アシストセンターが、あなたの悩み・不安・困りごとを受け止めます!～

「子どもの権利条例」に基づいて設置されている子どもアシストセンター(札幌市子どもの権利救済機関)は、公的第三者機関として、子どもに関わる様々な相談に幅広く応じています。経験豊富なスタッフによる適切な助言や支援、権利侵害からの救済申立てなどに基づく調査や関係者間の調整を行い、子どもたちを「権利の侵害」から救済するために活動しています。

誰でも相談していいの?

子ども*のことであれば、どなたでも相談できます。匿名でも構いませんし、相談内容が漏れることもありませんので、安心して相談してください。

※ 18歳未満(18~19歳でも、高校3年生など18歳未満の子どもの場合も対象)
※ 札幌市内在住

どんな相談が多いの?

平成27年度は、1,000人から延べ4,074件の相談が寄せられ、9割が子ども本人からの相談と母親からの相談でした。相談内容では、友人関係や不登校、親子・兄弟関係、精神不安、子どもと教師の関係などの悩みが多く寄せられています。

子どもアシストセンターのスタッフからのメッセージ

困ったことが起きたときに一人で抱え込まないでください。あなたやあなたの側にいる人が辛い状況にあっても、声をあげていくことで何かを変えられるかもしれません。「まわりの人には何だか相談しにくいなあ。」と思ったら、どうぞアシストにお話してみてください。子どものために何ができるか、一緒に考えていければと思っています。安心してご相談くださいね。



子どもアシストセンター(札幌市子どもの権利救済機関)

【受付時間】 月~金 10:00~20:00 【電話で相談】 大人用 011-211-3783
土 10:00~15:00 子ども専用 0120-66-3783 (通話料無料)

【会って相談】 中央区南1条東1丁目
大通バスセンタービル1号館6階
※駐車場はありません



【メールで相談】 assist@city.sapporo.jp

【ウェブサイトから相談】 <http://www.city.sapporo.jp/kodomo/assist/>



メール用QRコード ウェブサイト用QRコード

～大人向け相談カードをドラッグストアで配布中～

平成29年3月から、アイン薬局、サッポロドラッグストア、ツルハドラッグの市内一部の店舗で配布しています。お買い物等でお立ち寄りの際には、ぜひお持ち帰りください。困ったときのために、お財布に忍ばせておいてくださいね!

